

専門演習における学生の主体的な学びの実践例 ——2023年施行「性的姿態等撮影罪」を素材として——

田 中 亜紀子

1. はじめに
2. 「性的姿態等撮影罪」について
3. 専門演習における「性的姿態等撮影罪」指導概要
4. 学生による「性的姿態等撮影罪」検討
5. 若干の考察
6. おわりに

1. はじめに

自ら問いを立て、その問いに対する答えを考察することを通じて問題への関心を深めるとともに問いに関する知識や考える力を身につける主体的な学びについて、筆者の所属先においては、卒業研究（卒業論文）をゴールとして、1・2年次対象のPBLセミナーや3年次対象の専門演習（以下「ゼミ」）などの科目が開設されている。

いわゆる理系学部とは異なり、卒業研究（卒業論文）は個々の学生が取り組む個人作業であるが、それ以外はグループ報告などの共同作業である。後者の一例としては学生論集があり、筆者の指導学生の場合は、前期にグループ報告で取り上げたテーマから執筆テーマをひとつ決め、それぞれが分担を決めて資料収集やプレゼン、文章化、そして表紙デザインなどに取り組んでいる。その作業状況を観察する限りにおいて、ひとつのテーマについて指導学生全員で取り組むことも、その後の卒

業論文執筆を見据えた学生の学びに良い影響を及ぼすことが期待できる。また、筆者の関心は、専門演習における効果的な学びはどうかあるべきかに留まらず、大学生に向けての注意や啓発を学生自身が自らの問題として理解するためにはどのような方法がより望ましいかという事柄にも及ぶ。後で取り上げるが、成人年齢の引き下げ、契約の重要性、AV出演被害防止、薬物やアルコールへの警告など大学は学生に向けて様々な注意喚起や啓発を行っているが、これらのほとんどは学生宛メール送信や大学ウェブサイトへの掲載に留まっており、名宛人である学生にどの程度浸透しているかは不明である。

そもそも大学はそこに集う人々の背景は多様であるとしても、それぞれがある程度フラットな立場で意見交換できる貴重な場である。そこで、年齢や社会経験の有無、男女による認知バイアスが大きいものを専門演習で取り上げて検討する機会を与えることは、大学生に向けられた注意や啓発やその背景にあ

る社会問題について理解を深める上でも意義があると考ええる。

加えて、大学卒業後も主体的な学びを維持することへの期待もある。ジェンダー問題や性犯罪については、未だ無関心、あるいは相手を自分と同様の人間であると認識できていないかのような言動を行う人々が少なくない。その中でも性犯罪に関する規定は近年大きく変化しているが、これを学ぶ機会は大学までの教育機関以外ではどのくらい存在するのだろうか。「学校では教えてくれない」「大学では教えてくれない」というが、人生の大半は学校などの教育機関と密接な関わり合いを持たなくなる人が大半である。昨今、大人の学び直しやリカレント教育の必要性が指摘されるとはいえ、そこで提供される主な教育内容は仕事に生かすための知識やスキルであり、人権をはじめとする社会の根幹に関する事柄は十分とはいえない。他方において、誹謗中傷やハラスメントなどの加害行為を不注意におこなわないためにも、多文化共生を目指すためにも、今後も変化し続ける社会に自らをアップデートし続けていく必要があり、そのためには大学において主体的な学びの基本を身につける必要があるだろう。

以上の問題関心から、本稿では2023年施行「性的姿態等撮影罪」(令和5年法律第67号「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」。以下、法律名としては「性的姿態等盗撮罪」、当該法律内容を含む盗撮行為の場合は「盗撮」とする。)を素材とした、専門演習における学生(以下「ゼミ生」)の主体的な学びの実践例について報告するとともに若干の考察を行う。

2. 「性的姿態等撮影罪」について

2-1. 2023年性犯罪分野の改正概要

2017年に続いて2023年にも性犯罪に関して大きな改正が行われた。2023年改正のポイントは以下に述べる5点である⁽¹⁾。

第1に、「強制性交等(強制わいせつ)罪」は「不同意性交等(不同意わいせつ)罪」となり、性交等やわいせつ行為に際して被害者の同意が無かったことを強く推測させる一定の状況が示された。つまり、「暴行」「脅迫」「障害」「アルコール」「薬物」「フリーズ」「虐待」「立場による影響力」などが原因となって、「同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態」で、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」(177)や「不同意わいせつ罪」(176)として処罰されることになった。同意が推測し難い状況がある程度示された点は、性犯罪被害者の状況がある程度踏まえた大きな改正点だったといえる。

第2に、性交同意年齢が「満16歳」に引き上げられ、原則として16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されることになった。若年者間の性行為を一律に処罰するものではないが、従来の13歳という性交同意年齢では、未だ性行為のリスクなどを十分に理解できているとは言い難い中学生の保護に欠けている点があったため、今回の性交同意年齢の引き上げもまた評価できるものである。

第3に、上述した第二点と同様に若年者の保護という観点から、わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などが犯罪化(182)

され、16歳未満の子どもに対して、①わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する、②その要求の結果、わいせつ目的で会う、③性的な画像を撮影して送信することを要求するといった行為が処罰対象となった。この点は、少なくとも16歳未満の子どもを成人が性的に搾取することは許さないという社会的メッセージを示している点において評価できる。

第4に、本稿の対象となる「性的姿態等撮影罪」をはじめとする性的な画像の盗撮に関する規定の新設である。これによって、①正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する行為、および②正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する行為、さらに③①・②で撮影した画像を人に提供する行為を「撮影罪」・「提供罪」として処罰することが可能となった。本規定施行後、既に何件も本罪に関する逮捕事例が報道されていることから、従来の条例での取り締まりと比べると刑事犯として本罪を位置づけたことの意義は大きいと考えられる。

第5として、性犯罪の公訴時効期間が延長されるとともに、被害者が未成年であった場合は時効期間は成年になった時からとされ、性犯罪被害者の心身の回復や未成年者特有の問題に配慮した改正が行われた。

以上の改正は2017年改正と同様に性犯罪に関する大きな改正であり、被害者の実情がある程度踏まえ、司法においてその被害を正確に把握し、かつ被害者支援を充実させることが期待できる点において大きな意義を持つと考える。加えて、犯罪被害者そのものを減らすこと、つまりは当該犯罪を防止すること

もまた重要である。そこで、かつては被害者が存在しているにもかかわらず一種のエンターテイメントのように扱われることもあった「痴漢、盗撮」問題⁽²⁾、そして報道を見る限りにおいては本人に犯罪を行っている認識が乏しい「盗撮」について、今回の改正で「性的姿態等撮影罪」が新設された意義は大きいと考えられることから、次節ではこの法律がどのようなものであるか確認する。

2-2. 性的姿態等撮影罪

「性的姿態等撮影罪」は、刑法典には追加されるのではなく全8条の単独法として制定された。同法の目的は、「性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止すること」(第1条)であり、対象となる行為は第2条以下で規定されている。すなわち、第2条が性的姿態等撮影、第3条が性的影像記録提供等、第4条が性的影像記録保管、第5条が性的姿態等影像送信、そして第6条が性的姿態等影像記録を規定しており、本人の意に反する性的姿態等を撮影されることだけではなくその撮影された記録や映像を拡散されることを犯罪として定義することで被害の発生および拡大を防止することに対応したものである。また、第三章(第8条)において性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複製した物等の没収を規定することで、従来の問題のひとつであった撮影者側にデータが残ってしまい被害救済としては不十分という事態にも対応している。以上の条文を確認する限りにおいて、今回の「性的姿態等撮影罪」の制定は、刑法における性犯罪規定から漏れていた性犯罪被害者に対処したのものとして一定の評価ができる。

法務省の説明⁽³⁾によれば、「盗撮」については、本法以前においても地方自治体の迷惑防止条例や児童買春等処罰法によって処罰対象とされてきたものの、前者については処罰対象が地方自治体によって異なる問題があり、後者については保護対象が児童に限定されているという問題があったことを指摘している。また、本人の意思に反して性的な姿を撮影したり、それによって出来上がった記録を第三者に提供するという行為が行われると、そのような記録の存在・拡散などによって、撮影時以外の機会に他人にそれを見られる危険が生じ、ひいては、不特定・多数の者に見られてしまうという重大な事態が生じる危険がある。そこで、本法において、① 他人の性的な姿を一定の様態・方法で撮影する行為、② ①の撮影行為により生まれた記録を提供したり、公然と陳列したりする行為、③ ①の撮影行為により生まれた記録を、提供・公然陳列の目的で保管する行為、④ 他人の性的な姿を一定の様態・方法でライブストリーミングにより不特定・多数の者に配信する行為、⑤ ④の配信行為により送信された映像を記録する行為を処罰行為とした旨説明している。以上の説明からは、条例による取り締まりには地域による差があり、また、救済対象となる被害者が限定されてしまっていた問題に対して、法律を制定することによって解決するとともに、「盗撮」に関わる行為も処罰対象に盛り込むことによって「盗撮」被害に本格的に取り組む姿勢が明確にされたといえる。

なお、国会における盗撮行為に関する言及は遅くとも2000年前後から確認することができるが、その文脈は今回の「性的姿態等撮

影罪」と同様のものには限られておらず、① 公務員の規律を問う文脈における公務員によるいわゆる盗撮行為を非難するもの⁽⁴⁾、② 捜査機関の権限濫用の一例としての盗撮を批判するもの⁽⁵⁾、③ 著作権保護との関連で映画の盗撮防止対策を求めるもの⁽⁶⁾、④ 個人情報の保護⁽⁷⁾といった文脈でも登場しており、今回の法案目的に繋がる言及、人権侵害および被害者保護の観点からの「盗撮」の議論は2010年前後の児童ポルノ法の改正案に関する議論からのものである。たとえば平成21(2009)年4月3日衆議院法務委員会⁽⁸⁾では児童ポルノに対する法規制との関わりでいわゆる盗撮に関する議論が活発に行われている。ここでは、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」を削除する民主党案に対して、富田茂之氏が「脱衣場の盗撮等が、どうも私の感覚では、民主党案の中でこの三号を削除してしまうと、そこが入らなくなってくるんじゃないかなというふうに思います。」という指摘に加えて、今後法務省として児童ポルノ法等の改正に取り組まれるのか考えを聞かせてもらいたいと要望したことに応えた森英介国務大臣が、「児童ポルノについての認識でございますけれども、インターネットが普及をいたしまして、画像というのがとにかく世界じゅうに、また半永久的に流出し、取得できるという状況になっておりまして、これは特に児童に一生心の傷が残る問題であるというふうに思っております。したがって、これについて何とかしなきゃいけないという問題意識は持っております。」と、政府として対応しなければならないという問題意識を持っていることを述べているように、対象者

は児童に限定されているものの、児童ポルノの撮影手法としての盗撮の問題、インターネットの普及にともなう画像の拡散問題などがこの段階で国会において一定程度認識されていることがうかがわれる。

しかしながら、被害者の意に反した「盗撮」の被害が決して軽微なものではないにも関わらず、全年齢を対象とした「盗撮」が法規制されるまでにはそれからさらに10年近く費やされたことを鑑みると、今回の法規制が「盗撮」を「犯罪」であると明言することによって、被害者救済だけではなく取り締まりの強化という点において加害者対策が充実することが期待できるものの、それと同時に痴漢や「盗撮」は大して悪いことではないという認知上の問題を抱えている潜在的加害者に働きかけることを通じて犯罪自体を減らす必要がある。そして、そのためにはこれまでは意識するしないにかかわらず被害を矮小化あるいは無かったものとし、自らの加害性と向き合っただけでこなかった者やそれらを傍観してきた者へ向けた意識改革の取り組みが必要となるだろう。それでは、これまで「盗撮」を行ってきた者および潜在的加害者に働きかけるためには何が必要だろうか。また、これからの社会を担う学生はこの問題についてどう考えていくだろうか。

以上の問題関心から、専門演習において当該問題に取り組んでもらうことを通じて、ひとつは卒業論文執筆に向けた調査や報告の訓練を、もうひとつはこれまでも被害事態はあった盗撮行為が犯罪として規定されたことをどう理解し、当該被害を減らすためには何が必要かを学生自身に考えさせる機会を提供した。

3. 専門演習における「性的姿態等撮影罪」指導概要

3-1. 専門演習における「性的姿態等撮影罪」検討の狙い

法制度をはじめとする社会制度の変更、あるいは特に若年層が巻き込まれる社会問題については、関連省庁などからの情報提供や周知依頼を受けて、大学より学生に適宜アナウンスが行われている。たとえば2023年に入ってから学生に対する主な周知徹底ないしは注意喚起は以下の通り行われている。

図 大学から学生に向けての諸注意の例

1 ⁽⁹⁾	03.01	いわゆる「闇バイト」に関する注意喚起について 文部科学省からの注意喚起を踏まえて。総務省および東京都の関連サイト紹介
2 ⁽¹⁰⁾	04.13	学生生活を安心・安全に過ごすために 闇バイトや投資詐欺。文部科学省提供資料の掲載および大学内の学生生活に関する悩みや相談事に対応する部署を紹介
3 ⁽¹¹⁾	05.16	悪質商法に関する啓発について 消費者庁から靈感商法等の悪質商法に関する注意喚起の周知依頼を受けて関連資料を掲載
4 ⁽¹²⁾	05.16	ギャンブル等依存症に関する啓発について 文部科学省及び消費者庁より「ギャンブル等依存症に関する啓発」に関する周知依頼を受けて資料を掲載
5 ⁽¹³⁾	05.24	薬物乱用防止に関する啓発について 文部科学省および厚生労働省からの啓発に関する周知依頼を受けて関連資料を掲載

6 ⁽¹⁴⁾	06.14	法テラス「靈感商法等対応ダイヤル」について 文部科学省より、『靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮など、「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方』に対し、「靈感商法等対応ダイヤル」について周知の連絡を受けて関連資料、サイト、および三重大学学内の対応組織を紹介
7 ⁽¹⁵⁾	07.28	こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージについて 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課より、こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの策定について、周知依頼を受けて関連資料を掲載
8 ⁽¹⁶⁾	08.23	大麻等の薬物乱用防止について(注意喚起) 文部科学省提供の資料、学外の各種相談窓口が掲載された政府広報チラシの紹介の他、学内の相談窓口情報を掲載
9 ⁽¹⁷⁾	08.29	警察庁作成の痴漢対策啓発リーフレットについて 警察庁から、中学生以上を主に対象とした「痴漢・盗撮被害の申告・相談をしやすい環境を整備するための啓発パンフレット」について連絡があったことを受けて当該リーフレットを掲載
10 ⁽¹⁸⁾	09.26	学生の安心・安全に係る指導・啓発の充実について 文部科学省通知「学生の安心・安全に係る指導・啓発の充実について」のリーフレット掲載。その中の性暴力に関するリンク先に「性犯罪の規定が2023年7月13日から変わります」という法務省HPを紹介

本稿と関連する盗撮に関するものは8月29日の痴漢対策啓発リーフレットであり、その中では「痴漢・盗撮は、重大な犯罪です！被害者は全く悪くありません」として、被害者および被害を目撃した人へ向けた手続きの

説明などが行われている。今なお痴漢や「盗撮」を含めた性被害に関しては被害者の不注意を責めたり被害を矮小化する人々が少なくないことから、きちんと犯罪であることを告げ、警察の対応を予め説明することは被害を無かったことにしないためにも重要であり、この点において当該啓発リーフレットは近年の性被害に関する対応として評価できる。

また、上記一覧を一瞥すれば容易に理解できるように、大学当局は文科省などの指導や依頼を受けて適宜情報提供を行うことを通じて大学生が安全・安心に大学生活に専念できるように努めているということが出来る。但し、それを認めた上でのさらなる要望として、対象である大学生への情報伝達の徹底化およびこれらの問題を他人事として大学生が見過ごさないための何らかの取り組みを求めたい。つまり、学生宛のメール通知やサイトへ情報を掲載するだけでは対応としては十分とはいえず、学生自身が身を守るためには、一方的な情報提供に留まらず、自ら問題について調べたり考えたりする機会を与え、また意見交換を行うことで自分たちの問題として理解しかつ考える必要があると考える。

なお、残念ながら「盗撮」は本学の学生にとっても全く無縁なものとはいえない。近年の事例では、卒業旅行という学生の私的活動で発生したものとはいえ本学学生が加害者および被害者となった事件⁽¹⁹⁾が報道された他、2023年6月には女性用トイレにおけるカメラの発見について学長名義で注意喚起⁽²⁰⁾が行われている。これ以外にも本学で発生した事件ではないが、教育機関で発生した少なからぬ「盗撮」の一例として2023年2月には熊本県立高校の修学旅行先で男子生徒が女子生徒

を「盗撮」した事件⁽²¹⁾も報道されており、これらの報道を見る限りにおいて、被害を被害として認識できる状況になりつつあること、そして、被害者が被害を申し立てた後に事件を無かったことにするような事態は減っていることが報道や注意喚起につながっているとはいえ、そもそも「盗撮」が他人を侵害する行為であることを理解していない、あるいは撮影対象も自分と同じ人であることを十分に理解せずに「盗撮」を行っている人が今なお少なくないことがうかがえる。以上の状況を考慮すると、今回の「性的姿態等盗撮罪」の新設はこの状況を変える契機として期待できるとともに、大学においては当該犯罪の加害者も被害者も出さないことを目指して今まで以上に対策を検討する必要があるといえる。それでは、いわゆる「盗撮」がこれまでは「たいしたことはない」と考えることがあつた程度は容認されていた行為だとして、それが実は「重大な犯罪である」と認識しなおす必要が生じている潜在的加害者に対して、今後どのようなアプローチが必要なのだろうか。

「盗撮」は「痴漢」とならんで少なからぬ人にとって身近な性暴力である。少なくとも「殺人」といった凶悪犯罪と比べると大学生にとっては身近な暴力ないしは犯罪であるといえる。同時にこれらは被害者の男女比率に偏りがあることから、ジェンダーバイアスの影響を受けやすい。だからこそ、学生という身分においてある程度立場が同等である大学生、また、様々な問題について「こうなっているから仕方がない」ことは本当なのかと疑問を持ち立ち止まって考えることができる大学生に対して、今回制定された「性的姿態等撮影罪」について一定期間考え続けてもらう

ことを通じて、社会問題への感度を高めること、資料調査および資料の読み込みなどを通じて深く理解した上で問題解決に向けて何らかの提言を行う機会を与えることは主体的な学びの実践としても、ジェンダーバイアスの影響を受けやすい問題について考え続けるためにも意義があると考えられる。そこで次節では、指導学生に取り組みさせた「性的姿態等撮影罪」検討の指導概要を述べる。

3-2. 専門演習における「性的姿態等撮影罪」検討の指導概要

専門演習（以下「ゼミ」）では前期・後期にわけて「性的姿態等撮影罪」について調査・報告を行わせた。また、法律経済学科3年次の学生の多数が参加する「学生論集」においても、ゼミ生が自発的に同問題をテーマに選んで考察をまとめている。

すなわち、前期では7月のテーマ研究として、「性的姿態等盗撮罪」を取り上げ、初回にその概略を教員が説明した後、制定の背景、立法へ向けての動き、法の内容および評価、どうすれば「盗撮」被害を減らすことができるかのそれぞれについて、資料調査や文献要約、レポートなどに取り組みさせた。具体的には、(1) 第1回目(7月4日)に「性的姿態等撮影罪」が新設されることになった背景として、①「盗撮」の被害状況、②従来の盗撮への対応(迷惑防止条例での対応の状況と限界)、③2020(2021)オリンピックを前に顕在化した「アスリート盗撮」について、④法による規制を求める理由、活動団体について、のそれぞれについて一人もしくは二人組で調べたことをA4で1枚程度にまとめて報告させることを通じて、どのような問題に対して

当該法律の制定が検討されたか考察させた。(2) 第2回目(7月11日)は、「性的姿態等盗撮罪」に関する先行研究の把握を目的として、国内外の「盗撮」を取り扱った4本の論文⁽²²⁾を読んだ上でその中の2本を自由に選んで報告を行わせた。2023年7月段階においては、今回新設された「性的姿態等盗撮罪」に関わる先行研究としては痴漢・「盗撮」の対応を行っていた警察の実務に関わるものと海外の法規制に関するものが数点ある程度であったことから4本の論文を選定したが、法制定を機に今後は該問題に関する研究が進展することを期待したい。続く(3)第3回目は、7月から施行された「性的姿態等盗撮罪」の法律内容を検討させ、それまでに取り上げた内容を踏まえて「性的姿態等盗撮罪」制定の意義と課題について考察させた。

なお、教員が「性的姿態等盗撮罪」および「盗撮」を説明した初回段階において、ゼミで「盗撮」問題を取り扱うことについて強い関心を持っていた学生は7(女性4・男性3)名のうち、女性1名であった。その他、自分たちが被害者になるかもしれないといった認識を持っていた者は残りの女性3名で、男性3名は「盗撮」は聞いたことがあるが自分たちとはあまり関係がないものという認識であった。本年度のゼミ3年生7名だけをもってある程度の傾向を示すことはできないが、少なくとも「盗撮」に対する認識や関心は筆者のゼミ生においては男女で明確な差があったということではある。

その後、筆者の担当するゼミでは夏休みの課題となる「学生論集」においてゼミ生が「盗撮」をテーマに選んで考察をまとめた。その概要は前期にゼミで取り組んだ内容を踏まえ

たものであり、同規定制定前後の対応などを比較した上で、従来は対応が困難であった処罰の地域差、「盗撮」された画像の削除や廃棄が不徹底なものとならざるを得なかった問題が今回の法規定によって改善されることが期待できるとともに、残された課題としてアスリート盗撮や合成わいせつ写真を取り上げ、今後も被害者の同意を得ないこれらの性的姿態等の盗撮およびその画像の加工について法的対応などが行われるべきことを主張している。

そして後期には、前期の活動および「学生論集」執筆の際にゼミ生で話し合ったことなどを踏まえて、再度以下の3点について調査報告を求めた。それが、(4)第4回目①法の制定前後を対象として「盗撮」をめぐる報道のされ方を分析すること、②法律の内容を分析して、「盗撮」被害者救済には何が重要か整理すること、③特定の場所などを調査して、「盗撮」被害を無くするためには何が必要か。一部の人が盗撮について違法行為をしているという意識を行ってしまうのはなぜか。盗撮が発生しやすい施設はどう対応すべきかについて検討すること、の3点である。①は卒業研究を念頭に置き、大学附属図書館経由でのアクセスとキーワード検索が可能である新聞(朝日新聞と東京・中日新聞)を用いる経験を通じて利用する際の諸注意を行うこと、②は既にある程度内容を理解した上で再度分析対象を読み込んで考察することの重要性を体験させること、そして③は法の制定および施行が問題解決のゴールではなく、そこからさらに考え続けることが大事であることを理解させることを主な目的とした課題である。

次章では、このうち(1)(3)(4)につい

て学生がどのように考察したか改めて取り上げる。

4. 学生による「性的姿態等撮影罪」 検討

前章で述べたように性的姿態等撮影罪をゼミのテーマ研究の対象とし、何度かにわけて「盗撮」問題に関する課題を与えてゼミ生に取り組ませた。ここではその内容をいくつか紹介する。

4-1. 「性的姿態等撮影罪」新設の背景

性的姿態等撮影罪の立法背景として、①「盗撮」の被害状況、②従来の盗撮への対応（迷惑防止条例での対応の状況と限界）、③2020（2021）オリンピックを前に顕在化した「アスリート盗撮」について、④法による規制を求める理由、活動団体の4グループにわけて報告を求め、報告内容に関する質疑応答を行った。その後、学生自身の理解を深める目的でレポートを課した。

ゼミ生の報告では、①スマートフォンやインターネットといったテクノロジーの発展が「盗撮」に及ぶハードルを低くし、かつ被害を拡大する事態を招いていること、②アスリート盗撮がアスリートおよび競技を楽しむ多くの人に悪影響を及ぼしているにもかかわらず取り締まりが困難な状況が長く続いていたこと、③スポーツ団体が「盗撮」に毅然とした態度をとることを表明したことや性被害を受けた人たちが声をあげ、その被害を矮小化したり無かったことにすることをもはや許さない社会になってきたこと、その変化は性犯罪に関する2017年刑法改正の附帯決議⁽²³⁾

において施行後3年を目途とした見直し規定が盛り込まれたことに由来する部分があること、そして④「盗撮」自体が各都道府県の迷惑防止条例では十分に対応できなかったことなどが問題として指摘された。

また、ゼミ発表後のレポートでは、「従来、盗撮の取り締まりは各都道府県が定める迷惑防止条例の違反として行われており、これに該当しなかった場合は軽犯罪法が適用されていた（18歳未満者の盗撮の場合は児童ポルノ規制法、盗撮が建物等に侵入して行われた場合は建造物侵入罪が適用されることもある）。従来の盗撮対応の問題点としては、各都道府県の迷惑防止条例に委ねられているため地域によって規制内容が変わる点があげられる。たとえば、対象となる行為や場所、罰則などである。三重県では、「通常衣服で隠されている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影し、若しくはその目的で撮影機器を人に向け、若しくは設置すること」を規制している。」（N. H）および「盗撮の検挙件数は年々増加し続けている。盗撮は、①迷惑防止条例違反か②軽犯罪法違反のどちらかで検挙される。しかし、①は盗撮目的のカメラ設置の規制がない都道府県があるなど各地域によって規制内容が変わる。これにより、違法である県、違法ではない県が混在していることにより抑止効果が発揮できないという問題があると考える。」（O. Y）といった「盗撮」被害の深刻さおよび従来の対応では不十分であることを指摘するものが半数以上であった。

その他には「特にアスリート盗撮に関しては執拗に特定の個所を撮影しようとする場合もあるが、赤外線カメラによる性的盗撮目的の人と取材目的の人など、撮影の趣旨が違う

人が混合している状態になる。それが性的盗撮を目的とした加害者の隠れ蓑のような状態となっており、画像が出回った後に被害が発覚する。外観では撮影者として映るが、性的盗撮か否かが判別しにくいことが規制の難しさだと考える。」(O. R), 「アスリート盗撮の問題は、確かに盗撮と撮影の区別が難しく、規制対象とするのは難しいという意見にも納得できる。しかし、アスリートが性的に盗撮され、盗撮された画像がネット上にさらされ、卑猥な言葉が浴びせられている状況は、重大な人権侵害であるため、早急に解決が必要であると言える。アスリートが安心して競技に集中できるよう、法規制の対象範囲の拡大が必要であると考え。」(M. N) といった、「盗撮」の法規制化検討に影響を及ぼした「アスリート盗撮」への対応の難しさを指摘するものもあった。

このように「盗撮」の問題が自分たちを含めた一般の人々にとって決して例外的なものではないこと、新書『アスリート盗撮』⁽²⁴⁾や関連する報道で広く認知されるようになった「アスリート盗撮」問題がアスリートたちに深刻な被害を及ぼしているにもかかわらず防止策を徹底することが難しいこと、そして条例による対策では地域差があることから対策としては不十分であることを理解し、かつそれを文章化できているレポートが多数であった。

4-2. 「性的姿態等撮影罪」の意義と課題

この回では、「性的姿態等撮影罪」制定前の「盗撮」被害の状況や取り締まりの限界、そして今回の法規制に至った背景を確認した前回の調査報告および意見交換を踏まえ、同

罪の条文および施行前後の報道を分析対象として、同罪が規定された意義と課題についてそれぞれに報告を求めた。学生の報告では、法制定によって全国一律の対応が可能になったこと、「盗撮」被害者救済という点において重要な「盗撮」画像・映像の没収が可能になったこと、そして「盗撮」に関連する行為も犯罪の対象としたことによって、「盗撮」とそれに関連する行為への抑止と被害者救済が目指されたことを理解していることがうかがわれた。

ゼミ発表に関するレポート（「盗撮罪」創設に関する考察）においても、法律がどのような需要から制定されたか、そして制定目的に沿った規定になっているかを考察し、同法制定の意義を評価すると同時に今回の法制定における残された課題を指摘したものがほとんどであった。その中でも残された課題については、アスリート盗撮をあげる者が多く、一例としては、「アスリートを性的な目的で盗撮することが今回の性的姿態撮影処罰法の取締対象とならなかった」理由は、同法の対象を「現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分に限定したためであるが、これはアスリートを性的な目的で撮影しているのか本来の目的で撮影しているのかを区別することは難しく、明確なライン引きができないという課題があるためである。そして、アスリート盗撮を抑止するためには、体のラインを拾わないユニフォームを利用するようにするということも考えられるが、これに対しては、そもそもユニフォームは性的な眼差しを向けられるべきものではなく、「スポーツを行う上でより快適に、成果を挙げることができるように進化していったものであり被害

者側が我慢を強いられるのは不条理である。したがって、アスリート盗撮については、撮影が性的な目的か否かを判別するライン引きを引き続き模索する必要がある。また、アスリートの盗撮問題の大きな要素の一つはインターネットを通じてアスリートを盗撮した画像やそれを加工した画像を流布されることであるとして、今回の法律とは別に盗撮画像の流布を防止する法律を制定する必要がある。」とするもの (I. Y) があった。

「被害者側が我慢を強いられるのは不条理である」と述べているように、性犯罪・性暴力に関する言及で今もなお目にすることがある「被害者の自衛」を求めたり、「被害者の不注意」を非難するようなことは不適切であることを学生が十分理解していることは大変頼もしいと考える。

また、課題全般を指摘したものとしては、「①アスリートの性的盗撮問題、②性器や下着を写さないトイレの盗撮問題、③盗撮依存者への対応」をあげ、①については、競技そのものを撮影しているのか、それとも性的な目的で撮影しているのかを判別することが難しく、取り締まりの点においても困難が生じていることを指摘している。性的な姿態を撮影する行為の定義は、「性器や臀部、胸部などの性的な体の部位、性的な部分を画すために着用している下着、わいせつな行為や性交等がされている間の姿態を撮影すること」であるため、全身の撮影は競技の撮影、一部分の撮影は性的な撮影として規則を作り、現場を押さえたとしても、「偶然手ブレした」「顔を狙っていたけど、カメラが下に向いてしまった」と言い逃れされる場合や、後に性的に加工するという場合もある。また、②につ

いては、撮影罪において、性的な姿態の盗撮についての規定はあるが、性器や下着が写っていない盗撮についての規定がないため、②の問題を取り締まることができないとして、①②については、鹿児島県の迷惑防止条例の「のぞき又は盗撮目的にカメラを設置することや差し向けることを禁止する」という条文を撮影罪に取り入れるべきだと述べている。また、③については、「万引きの依存症と同じように、盗撮したいという欲求や衝動をコントロールできない人に対して治療を行う必要があると考える。盗撮していた事実が発覚し、逮捕されて刑罰を受けたとしても、その後も盗撮を続けてしまう人は少なくない。このような人々に治療を行い、自身の内面を向き合ってもらう必要がある。」といった見解を述べる者 (K. A) もいた。

この他、「性的姿態等撮影罪」以外の「盗撮」防止策として、「スパイカメラなどの盗撮を容易にするグッズの販売規制」を提案するものもあり、そこでは窃盗やハラスメントなどの証拠収集や防止策として小型カメラが一定の必要性があることから盗撮にも用いられやすい小型カメラの販売規制を行うことは困難であるものの、「情報収集機器業務利用登録制度」を導入することにより、「盗撮」目的での購入を抑止する効果と「盗撮」を行った者が複数の小型カメラを購入している場合は登録情報から他の機器による「盗撮」を発見できる効果が期待できると指摘する者 (K. R) もあり、それぞれが「盗撮」問題に対する関心から当該問題による被害減少のための考察を行っていた。

4-3. 「性的姿態等撮影罪」に関する再報告

テーマ研究の総括として、前期からの研究を踏まえて再度、①法の制定前後を対象として「盗撮」をめぐる報道のされ方を分析すること、②法律の内容を分析して、「盗撮」被害者救済には何が重要か整理すること、③特定の場所などを調査して、「盗撮」被害を無くすためには何が必要かを検討することの3点について、2, 3名ずつのグループ報告を求めた。

①については、1990年前後から2023年11月上旬までの中日新聞と朝日新聞における「盗撮」報道の件数や報道内容を分析した結果を報告させた。

中日新聞については2000年以降に「盗撮」に関する記事が急激に増加したが、「撮影罪」を検討する記事が初めて掲載されたのは2021年9月10日であり、その後は2023年の法施行にもなって盗撮未遂での検挙も含めた報道が行われるようになったことを確認し、報道の内容としては、どの年代においても教職員および公務員が検挙された報道が極端に多いこと、また、検挙された場合であっても2000年代は停職3か月などの軽微な処分であることから、「盗撮」はこの当時軽い犯罪として認識されていたと考えられること、2010年代から小型カメラや盗撮グッズによる盗撮が検挙された報道が増えるが、それは「盗撮」に用いられるツールの高性能化、小型化、さらに以前と比べて手口が巧妙になったことが考えられること、そして刑法における性犯罪規定が改正された2017年前後から痴漢や盗撮防止などを呼びかける記事が多くなることから、「盗撮」を含めた性犯罪を対策する意識が高まっていたことが推測できる

などの報告が行われた。

朝日新聞についても、1999年以降に「盗撮」に関する記事が急増したこと、「盗撮」に対して1980年代は軽犯罪法違反、1990年以降は迷惑防止条例に問うといった対処に違いが見られること、2017年以降は「盗撮」で不起訴になった報道が増加する印象を受けるがこの背景には「盗撮」被害に関する意識の高まりを踏まえた従来の軽微な処分に対する非難の増加が考えられること、そして2023年に「盗撮」の余罪による逮捕報道を見ることができることについては、法施行にもなって警察が「盗撮」に本格的に対応し始めたことを示すものではないかという考えも示された。

新聞のキーワード検索は社会の認識の高まりを概観する際に利用できることから、卒業論文においても先行研究調査と同様に行っておくことを期待したい。

②については、被害者側の視点から考える法改正の意義として、a. 条例ではなく法律で対処できることになったため地域差が無くなり、被害を訴えることが訴えやすくなったこと、つまり、泣き寝入りの減少が期待できること、b. 画像の押収や削除の対象が広がったことで性的姿態の写った画像を他人に所持されているという不安の軽減が期待できること、そしてc. 性的姿態の画像(性的影像記録)を送信・提供する、もしくは前述した行為を目的として画像を保存する行為に対する処罰や実際に撮影行為をしてはならないが「盗撮」画像であると知りながら記録を行うことに対しても処罰が可能となったことで、画像の拡散により利益を得る側および画像を受け取る側も処罰対象となるため取引の抑制に繋が

り、結果として画像の拡散を抑制できることの3点があげられた。また、同法の規定に関しては、第3条1項および2項の画像の提供について「不特定若しくは多数の者」への提供か否かによって法定刑に差を設けていることに対して、被害者にとっては不特定もしくは多数の者への提供かそうではないかに大差はなく、「他人に映像が入手される・閲覧できる状態にある」被害を受けていることに変わりはないことから、区別する必要性はないのではないかという疑問の他、被害者の被害を最小限に抑えるためには、画像の確認・証拠の管理方法は同性の職員が行うことや被害者が判明している場合は当該画像の消去が完了したことについて被害者に連絡する必要があるといった考えが示された。

「盗撮」は身近に存在する犯罪であることから、取り締まる側だけではなく取り締まられる側、そして被害者側に立った法制の検討は重要である。その意味において、学生が法律内容を熟読して被害を防止できるかどうか、また、被害者の被害を軽減できるかどうか支援として妥当なものになっているかを考察する機会を持つことは重要だと考える。

③については、実地調査報告と「盗撮」防止に向けての考察の2種類の報告が行われた。前者については学生のひとりが簡易なフィールドワークとして商業施設や駅などの公共の場における「盗撮」に関する啓発ポスターなどを調査した結果を報告した。報告は撮影したポスター画像を用いて行われ、四日市のとある商業施設についてはイラストと大きな文字のポスターと文字を中心にしたポスターの2種類があり、前者はエスカレーターやエレベーターなど移動手段後者は店舗に貼

られていたことから、滞在する時間に対応した啓発ポスターが選ばれていると考えられるものの、周囲への注意が欠けやすいゲームセンターではポスターを見つけることができなかったことから、ポスターを貼る場所が十分に検討されているとはいえないこと、また、ポスターに「迷惑防止条例違反」で処罰を記載されており、情報が古いことから、「性的姿態等撮影罪」施行後のフォローがなされていないことの指摘が行われた。また、利用する鉄道駅には「盗撮」への注意を促すポスターは無く、車内で注意を呼びかけているのみであったが、名古屋駅地下街のエスカには高校生が作成したポスターが貼られてあり、そこに記された「罪と向き合う覚悟」や「人生を壊す」といった文字は「盗撮」は軽々しく行うものではない犯罪であることを強調しており、今回の法制定の趣旨に合致したものであると評価した。報告者が男性であることから女性トイレなどには立ち入ることができず、また、網羅的な調査ではないものの、自ら積極的に動いた点は今後の学習に対する期待を高めるものである。

その他、「盗撮」防止に向けての考察報告では、「盗撮」行為に関する心理的なハードルの低さと物理的なハードルの低さに注目し、前者については斉藤章佳『盗撮をやめられない男たち』⁽²⁵⁾などを参照して、「盗撮」の罪悪感を軽減し、「盗撮」が容易である印象を持たせてしまう「盗撮サイト」の影響と、盗撮行為やその画像を性的に消費しているうちに対象を一人の人としてではなく「モノ」として扱うようになることが主な原因であるとして、その対策としては「盗撮サイト」の規制、「盗撮」が刑法犯と位置づけられたこ

との周知,そして,盗撮多発場所へのポスターなどの設置を行うべきだと考察した。そして,後者については,「盗撮」を行うための道具を簡単に入手することができる状況への対策を検討すべきあり,「盗撮」に用いられやすいスマートフォンや小型カメラの購入,あるいは無音アプリの制限といった対策が考えられるものの,その導入は現実的ではないもしくは容易ではないと考えられるため,前者の心理的なハードルの低さに注目した対策を行うことが効果的であり,その一例として,鏡があるとつい見入ってしまうという人間心理を利用して2023年3月に大阪府警曽根崎署と科学警察研究所などが行った, JR大阪駅直結の駅ビル「大阪ステーションシティ」内の5か所のエスカレーター脇に鏡を取り付け,1か所には「背後,盗撮に注意」,4か所には「その盗撮,撮られています」というステッカーを貼るという試みの結果,設置前に比べて,背後を気にする女性が10倍に増加した取り組みをあげ,「盗撮」への警戒心を高めるとともに「盗撮」行為に対する心理的ハードルを上げることが期待できるこのような対策を全国に拡大させるべきであると主張した。

これまでの報告などにおいて「盗撮」を容易にする機器の販売に対する働きかけの必要性が提案されていたが,その提案を踏まえつつも「盗撮」対策としてはそれ以外の対策が優先される必要があることを提示しており,専門演習のテーマ研究として報告や意見交換を行った結果が反映されている点を評価したい。

5. 若干の考察

前章で紹介したようにゼミの2か月弱をテーマ研究「性的姿態等撮影罪」に用いて,ゼミ生に当該テーマについて調査,報告,レポートに取り組ませた。筆者のゼミでは報告者以外が全員質疑応答の際に何らかの発言を行うことを奨励しており,発言に対するハードルは低い環境にある。今回のテーマ研究でも全員が報告ならびに意見や質問を行っていた。他方において,報告の分析や考察内容についてコメントや質問に対する回答の補足などを教員が行いすぎた問題があり,もう少し学生同士のやり取りに任せる姿勢が必要であった。また,多くの場合に課しているレポートについては,ゼミでの発言を求めてはいるもののその場で考えをまとめることができなかった人もレポートである程度の考察を表明してくれていた。以下ではテーマ研究を通じた本年度のゼミ生の主体的な学びについて若干の考察を行う。

5-1. 卒業研究の準備作業としての効果

筆者の所属先においては卒業研究=卒業論文執筆であることから,卒業研究に本格的に着手する前の段階で学生にある程度身につけてもらいたいことは,①基本的な調査方法,②問題の把握,③思考の言語化の3点である。今回のテーマ研究が①から③についてどのような効果を持つものであったか以下で考察する。

①については,「性的姿態等撮影罪」そのものに関する先行研究は未だ十分に存在しているとはいえない状況であったため, CiNii Researchを用いた検索結果を示した上で関

連する書籍や論文は教員が予め入手したものを配付した。したがって、自分の研究テーマに関する先行研究調査については別途指導する必要がある。但し、新聞の記事検索については全面的に学生に任せることで、用い方に注意が必要ではあるものの、報道件数や内容を見ることで立法前後の世間一般の問題関心を多少は推測できることや法の内容について把握する一助になることは理解してもらえたと考える。②については、ゼミ生全員で共通テーマについて取り組んだため、報道や授業時の教員の説明を通じて「性的姿態等撮影罪」が制定されたいが内容はよくわからないという認識の状況から、法制定前の問題、法制定の内容および今回は法律としては解決できなかった問題について全員がある程度把握できている状況に到達したといえる。そして、③については、共通テーマについては3回のレポートを課し、これ以外の時も同様だが提出されたレポートについては全てコメントを記入して返却した。そのレポートを見る限りにおいては、報告内容の要約ならびに教員から出された問いに対する考察などが適切に行われており、「言語化」という点では教員の期待に応えるものであった。

この点についてゼミ生の感想は、「条文を読み込んだり、様々な事例を調べたりしてから自分が書こうと思っていた文章構成に組み込むなど、卒論でも重要な工程を行ったので、良い練習になった。卒論ではさらに、多くの論文を読み込み、自分の意見と比較したり参考にしたりすることが大切であると思うので、今回の経験を今後に生かしていきたい。」(N. H)、「論文要約や使えそうな文献の取捨選択、整理等の技術も身についたため、卒論

作業においても生かしていきたいと考える。」(M. N)、「盗撮罪に関する一連の調査・報告・準備を通して、論文や文献を批判的に読むことができるようになった。著者の書いている内容を鵜呑みにせず、自分の意見を持ちながら、賛成できる部分、反対に考える部分を区別しながら読む癖がつけられた。」(K. R)、「出来たばかりの法律についての考察に関して、特に前身のない新設された法律が、何度も問題点の検討や意見交換を行われている検討会の記録が興味深かった。新聞ではわかりやすさに重きを置いた説明をされる一方で、法務省や検討会の記録では具体的な法律から意見や問題点が論じられるので理解を深めるのに役立った。」(O. R)といったものであり、文献収集のやり方、媒体によって叙述や内容に多少の差異があることの気づき、そして複数の文献を批判的に読み比べる必要があることなどを理解したことがうかがわれる。

5-2. 社会人として法改正などの社会変化にどう対応するか

筆者のもうひとつの関心である大学卒業後も主体的な学びを維持することに関しては、今回は「盗撮」を取り上げたこともあり、大学を卒業した後の長い人生において、あえては「誰も教えてくれない」状況の中、自分を加害者にも被害者にもしないためには何に気をつけるべきかを考えてみるように学生に何度か伝えた。また、報告やレポートに対する教員のコメントとして「知る」「関心を持つ」ことで見えるものが違ってくる体験の大事さについて意識的に複数回言及した。それが十分に伝わったかどうかは明確には把握できな

いものの、「今回、盗撮罪について調査を続けてきたことで、調査前はあまり気にしていなかった電車内や駅構内、ショッピングセンター内等の盗撮防止のポスターを確認するようになった。また、盗撮罪に関するニュースはしっかりと確認するようになった。」(M. N) といったレポートからは、「知る」ことの重要性についてある程度理解したことが判明する。

また、「今回の調査を通して、盗撮は暗数が非常に多い犯罪であり、被害者が泣き寝入りすることも多いことを理解することで、日常生活における盗撮や痴漢に対する対策や不審者への対策などに興味を持ち、盗撮を厳しく取り締まることが重要であると考えた。また、それと同時に、盗撮に依存してしまう人やゲーム感覚で盗撮をする人に対し、なぜそのようなになってしまったのか疑問を持つようになった。」(K. A) というレポートからは、犯罪を行う側への問題関心を示しており、犯罪防止としての厳罰化以外の対応についても知ろうとする姿勢は「盗撮」以外の社会問題に対して自身で情報収集する際に偏った情報だけに依存するリスクを回避できる可能性が増すといった期待ができる。

性犯罪に留まらず、性暴力や性被害は、男女差で受け止め方に違いがあり、被害者にはならないと思ひ込む傾向がある男性にとってはその被害の深刻さが想像しづらい。だからこそこれらの問題については男性は女性以上に積極的に学ぶことが犯罪防止の点で重要であると考えられる。この点について、つまり、「知る」ことによって認識ががらりと変わる点に触れたゼミ生（男性）のレポートとして興味深いものをひとつ紹介する。

学習前では盗撮という犯罪が身近なものであるという認識がなかった。その理由としては自分が盗撮の被害対象になりやすい男性であること。また盗撮は電車や駅のホームで起こるものであるという先入観も持っており、普段公共交通機関を利用しないことから身近なものであるという認識がなかった。しかし学習を進めると被害自体は非常に少ないが男性もその対象となり得ること、盗撮が起こるのは電車や駅のホームだけではなくトイレや浴場などでも起こることを知ることとなった。そのため盗撮という犯罪がいつどこで起こってもおかしくはない身近な犯罪であるという認識に変化した。(I. Y)

その他、「盗撮」だけにとどまらない法改正や社会問題などについては、「今後も法律が新設・改正されていくが、改正がある度に、以前とどう変わったのか、何が規制されるのか、自らをアップデートしていく必要がある。また、改正や新設がされる前にもどのような社会問題があり、どう変えようとしているのかを確認する必要がある。改正や新設がされてからの認識では遅いため早くから情報を集めることに努めたい。」(O. Y)、「大学卒業後にも絶えず変化する法律を学ぶためには新聞やテレビのニュースを見続けることが一つの方法である。SNSなどでも情報を得ることはできるが、それはあらかじめ使用者の好みに合わせたものばかり目につくようになっていく。したがって自身の興味のない分野の法律の新しい情報を入手できないことが想定される。しかし新聞などであれば社会の様々な情報がある程度バランスよく発信されており、

法律の改正や新設も発信されている。つまり新聞などを購読することにより少なくとも新しい法律の情報を入手することができる。と考える。」(I.Y)といった言及が行われており、情報収集の重要性を認識しつつ、法改正や法の新設が行われる前から社会問題について関心を持つことや、広く浅く情報を知るための新聞購読の必要性を理解していること、そして、情報源の性質等による情報の偏りなどに注意しながら社会問題について関心を持ち続けようとする姿勢が認められ、その姿勢がどの程度の期間維持できるかについては不明だが、大学卒業後も自ら主体的に関わっていくことが期待できるものであった。

6. おわりに

本稿では「性的姿態等撮影罪」を素材としたゼミ生の主体的な学びの実践例について報告および若干の考察を行った。テーマ研究としてひとつの法律を取り上げ、いくつかの切り口から調査や報告を行わせ、報告に際して意見交換を促し、それらを踏まえた考察をレポートしてまとめさせることを数回繰り返すことによって、最初は「盗撮」問題については他人事という姿勢だった学生も最終的には身近な問題であることを認識するようになり、「盗撮」される被害者には問題が無く、「盗撮」を行う側への働きかけが重要であること、また、「盗撮」の防止については「盗撮」しづらい環境整備とともに「盗撮」を行ってしまう者への心理的な働きかけが効果的だと考えられることなどを言語化できるようになっていた。

勿論、より深い学びのためには、「盗撮」

対策の現場で取り組む人や被害者への調査も必要であり、今回のテーマ研究においては「盗撮」を行ってしまう者への心理的な働きかけとして具体的には何を行うべきか、といった点については考察し得ていないという問題は残るものではあった。しかしながら、性別によって認識の偏りがある問題について学生がある程度理解できた点、調査や報告を通じて、卒業論文執筆に必要な技術を新たに身に付けることができた点において、今回のテーマ研究実践はそれなりの効果があったといえることができる。

筆者は、ゼミでの報告やレポートは数をこなすことが大事だと考えている。その際に学生に課題を出すだけでは学生にとっての苦行になってしまうため、教員が期日内に取り組むことが可能な課題を設定することやフィードバックは必要である。大学で学ぶことについて、学生はある程度の適性を備えていることから、その学ぶ適性をさらに伸ばすひと押しが教員の役割であり、少人数指導が可能なゼミにおいては、学生の得意不得意などを踏まえた主体的な学びの基本を身につけることを目的のひとつとした指導を行っていきたいと考える。また、学生である期間とそうではない期間は後者が圧倒的に長い。だからこそ、学生の時の訓練や経験を土台にして、学生ではなくなった時の主体的な学びを維持してもらいたいと考えている、そして勿論、大学や大学院での学び直しも個々人のニーズに合えば積極的に利用して欲しい。

注

- (1) 法務省「性犯罪関係の法改正等 Q&A」(令和5年7月) <https://www.moj.go.jp/keijil/>

- keiji12_00200.html (2023年11月29日最終確認)
- (2) 牧野雅子『痴漢とはなにか 被害と冤罪をめぐる社会学』エトセトラブックス, 2019年, pp7- (第2章「痴漢の社会史」)
 - (3) 法務省の説明 https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html#Q1-2
 - (4) たとえば平成12年3月21日の第147回国会(衆議院 商工委員会)では, 吉井秀勝氏が通産省幹部の懲戒処分の一例として, わいせつや盗撮など女性の人権を侵害する行為が五件で一九%と言及している。<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/114704461X00420000321/199>
また, 平成16年2月19日第159回国会(衆議院 予算委員会)では, 鉢呂吉雄氏が国家公安委員会の役割に関連して, 警察官の不祥事の一例として, 神奈川県警の警察巡査長がスカートの中を盗撮した事例などをあげている。<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/115905261X01320040219/36>
 - (5) 平成27年6月10日第189回国会(衆議院 法務委員会)において参考人として招かれた加藤健次氏の発言の中に「先ほど申し上げた堀越さんの国家公務員法違反事件では, たかが休日にビールをまいた, これを犯罪として立件するために, 約一カ月間にわたって, 警視庁公安部が延べ百七十一名の警察官, 六台のビデオカメラ, 四台の車両をフル投入して, 文字どおり二十四時間堀越さんを尾行し, 盗撮を行いました。この事件は最終的に無罪になりましたけれども, これによって堀越さんがこうむったプライバシー侵害, あるいはそのつき合いのある人がこうむったプライバシー侵害の傷跡は消えることはありません。」と警察による盗撮を批判するものがある。<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/118905206X02220150610/10>
 - (6) 平成19年5月9日 第166回国会(衆議院 経済産業委員会)などでは, 映画の盗撮防止に関する議論が行われている。<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/116604080X01020070509>
 - (7) 平成17年10月25日第163回国会(参議院 財政金融委員会)において西田実仁氏がATM機に盗撮カメラが設置されているのではないかという疑義について指摘している。<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/116314370X00320051025/277>
 - (8) 平成21年4月3日第171回国会(衆議院 法務委員会) <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/117105206X00420090403>
 - (9) 脚注9～18は全て三重大学HP「お知らせ—学生の方へのお知らせ」より
いわゆる「闇バイト」に関する注意喚起について <https://www.mie-u.ac.jp/news/student/2023/03/post-482.html>
 - (10) 学生生活を安心・安全に過ごすために <https://www.mie-u.ac.jp/news/student/2023/04/post-488.html>
 - (11) 悪質商法に関する啓発について <https://www.mie-u.ac.jp/news/student/2023/05/post-493.html>
 - (12) ギャンブル等依存症に関する啓発について <https://www.mie-u.ac.jp/news/student/2023/05/post-492.html>
 - (13) 薬物乱用防止に関する啓発について <https://www.mie-u.ac.jp/news/student/2023/05/post-496.html>
 - (14) 法テラス「靈感商法等対応ダイヤル」について <https://www.mie-u.ac.jp/news/student/2023/06/post-500.html>
 - (15) こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージについて <https://www.mie-u.ac.jp/news/student/2023/07/post-511.html>
 - (16) 大麻等の薬物乱用防止について(注意喚起) <https://www.mie-u.ac.jp/news/student/2023/08/post-515.html>
 - (17) 警察庁作成の痴漢対策啓発リーフレットについて <https://www.mie-u.ac.jp/news/student/2023/08/post-516.html>
 - (18) 学生の安心・安全に係る指導・啓発の充実について <https://www.mie-u.ac.jp/news/student/2023/09/post-522.html>
 - (19) 2019年2月20日に宿泊先の浴室脱衣場に盗撮目的でカメラを仕掛けたとして, 兵庫県警洲本署に県迷惑防止条例違反の疑いで逮捕された事件。(2019年02月24日 日刊ゲンダイDIGITAL)
 - (20) 「女性トイレにおけるカメラの発見について(注

意喚起)」：<https://www.mie-u.ac.jp/students/20230602chuuikanki.pdf>

- (21) 「修学旅行で30人盗撮被害か 熊本の県立高校」2023年2月13日共同通信配信<https://news.yahoo.co.jp/articles/28dd45710abc5daf4aad57b82e1d25f92edf022c>
- (22) 田口真二「性的盗撮の心理：抑止に向けた犯罪心理学的アプローチ」『警察学論集』66(6), 2013年, pp71-86。田邊三保子「刑事事実認定重要事例研究ノート(第18回)痴漢及び盗撮の事案における常習性の認定について」『警察学論集』68(10), 2015年, pp132-147。末道康之「ベルギー刑法における性犯罪規定改正の動向：強制わいせつ罪の改正及び窃視・盗撮罪の新設をめぐって」『南山法学』42(1), 2018年, pp77-107。安藤英梨香「フランスにおける性犯罪防止対策強化：性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する2018年8月3日の法律第2018-703号」『外国の立法』(279), 2019年, pp1-8。
- (23) 刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72

号)附則第9条「政府は、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

- (24) 共同通信運動部編『アスリート盗撮』ちくま新書, 2022年
- (25) 齊藤章佳『盗撮をやめられない男たち』扶桑社, 2021年

本稿執筆に協力してくれたとともに教員の指導に十二分に応えてくれた以下の指導学生に感謝します。刑法ゼミ3年生(執筆当時。以下敬称略。)今井 裕吉郎(I. Y), 太田 怜那(O. R), 大西 優輝(O. Y), 兼久 輝美(K. A), 川瀬 琉斗(K. R), 南部 ひなた(N. H), 水井 菜月(M. N)